入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和８年11月５日

高知県警察本部長　岩田　康弘

１　入札に付する事項

（１）　借入物品の名称及び数量

捜査情報分析用資機材（Inseyets Offline Standalone）一式

（２）　借入物品の特質等

入札説明書による。

（３）　借入物品の借入期間

令和９年１月１日から令和11年12月31日まで

（４）　借入物品の借入場所

高知県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

（５）　入札方法

ア　入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、４の（３）により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　高知県における「令和６～令和８年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

（３）　この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成７年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

（４）　４の（３）によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和６年度から令和８年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和５年９月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第１の２の（９）に該当し、告示第７の規定

により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第１の２の(９)に該当しない者であること。

（５） 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

（６） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７） (１)から(６)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

３ 契約条項を示す場所等

（１） 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780－8544
高知市丸ノ内二丁目４番30号
高知県警察本部警務部会計課 用度係
電話番号088－826－0110（内線2252）

（２） 入札説明書の交付方法

令和８年11月５日（木）から同年11月18日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日を除く。）の間に(１)の交付場所で交付する。

（３） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和８年11月25日（水）午前11時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和８年11月24日(火)午後５時までに(１)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目４番30号 高知県警察本部１階102会議室

４ その他

（１） 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２） 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第９条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

（３） 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品を納入することができることを証明する書類を令和８年11月18日（水）午後５時までに３の(１)の入札説明書の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日ま

での間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（４）　入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（５）　落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第１の２の(９)に該当し、告示第７の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第１の２の(９)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

（６）　手続における交渉の有無

無

（７）　契約書作成の要否

要

（８）　関連情報を入手するための照会窓口

３の(１)に同じ。

（９）　詳細は、入札説明書による。